

2021年12月6日
関西電力株式会社

高浜発電所協力会社作業員の負傷に関する
実用炉規則第134条の事故故障報告の扱いについて

12月1日に発生した本事象に係る実用炉規則第134条の判断は以下のとおり。

1. 結 論

今回、現場訓練による有効性評価の成立性確認（シーケンス訓練）において、ホースを敷設する訓練のため、展張車からホースを送り出していたところ、ホースの接続部（フランジ）が展張車の荷台に引っ掛かり、引っ張られたホースが、付近で訓練の手順確認や時間計測を行っていた被災者の左足脛に接触し約2ヶ月の入院加療が必要と判断されたものである。

展張車にホースが引っ掛かった原因は、車両の荷台にフランジが挟まったものであるが、これは展張車内部には収納庫が2つあり、それぞれの収納庫ごとにホースが切り離されて収納されるべきところ、1つなりのホースとして収納されていたものである。なお、引っ掛かったフランジやホースに変形やひび割れなどの設備上の異常は認められておらず、現在も使用可能な状態である。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条の運用について（訓令）において、障害の主な原因が障害を負った者の故意や過失である場合には本規則の対象とはならないとなっているところ、今回の当該訓練に際し、敷設中のホースが急に動くことは予測困難ではあったかもしれないが、訓練前のミーティングにおいて「ホースの展張に異常を確認した場合はすぐに連絡し車両を止めることや、訓練中むやみにホースに接近しないこと」などが周知されていたにもかかわらず、いずれも順守されない過失があった。

以上のことから、実用炉規則第134条第14号には該当しない。

以 上

(参考)

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第三百三十四条 抜粋

十四 前各号のほか、発電用原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(語句・文章の解釈 抜粋)

①「発電用原子炉施設に関し」

発電用原子炉施設の故障など発電用原子炉施設が障害の直接の原因となった場合のことをいう。

(参考) 発電用原子炉施設内において発生した事象であっても、点検・工事等のための作業用機器や仮設機器・設備等が原因で障害が発生した場合、障害の主な原因が障害を負った者の故意や過失である場合、あるいは病気の発生等によるものである場合は、本号の対象とはならない。

②「障害」

放射線障害、落下障害、熱的障害、酸欠障害等をいう。

③「入院治療」

専ら治療のために入院することをいい、検査のための入院は「入院治療」には該当しない。